

外国特許トピックス

2014年9月
特許業務法人 志賀国際特許事務所
(担当 外国事務部 原田雅史)

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

ニュージーランド特許情報 - 特許法改正

ニュージーランドにおいては昨年特許法改正法案が成立し、本年2014年9月13日より施行が開始されました。本改正法は2013年8月28日に国会を通過、Patents Act 2013として成立したものです。Patents Act 1953と称される改正前の特許法は制定以来約60年が経過し、制度面の見直しが不可避となったもので、ニュージーランド特許庁の改正趣旨説明によれば今回の法改正の狙いは、やや特異となってしまった古い制度から世界標準の新制度に変更することと、隣国のオーストラリアの特許制度との整合、すなわち、共に一つの経済圏を構成する新豪両国の出願、審査手続の共通化を進めることであるとされています。改正法の適用対象は2014年9月13日以降の特許出願、同日以降のPCT国内段階移行出願です。旧法適用の特許出願の分割出願の場合は親出願と同様に旧法の適用となります。以下、今回の改正により実務面にも影響を及ぼすと思われる主な改正点をご案内致します。

(1) 絶対的新規性基準の採用

特許要件としての新規性の基準が旧法では国内公知のローカル基準でしたが、今回の改正により世界の趨勢である世界公知の絶対的新規性基準に変更されました。

(2) 早期公開制度の導入

旧法ではかつての米国のように、登録時にのみ明細書、クレーム等を公開するという登録公告制度を採っていましたが、今回の改正で早期公開制度が導入され、出願18ヶ月経過後に出願内容が公開されることとなりました。

(3) 出願審査請求制度の導入

旧法下では特許出願は特許庁の出願受理後に自動的に実体審査に付されておりました。旧法下でのニュージーランド特許庁の審査業務指針では、通常の特許出願においては審査官は出願日から15稼働日以内に実体審査を行うこととされ、実際にはほぼ全ての案件で5稼働日以内に最初の審査通知が発行されておりました。また、PCTの国内段階移行出願においては条約上の繰り延べ期間の経過後、審査官に案件が回送された日から15稼働日以内に最初の審査通知を発行することとされておりました。出願後短期間のうちに審査通知を受け取ることは早期権利化という面からは確かに好ましいものと言えますが、出願人によっては必ずしも早期の進捗を望むものでもなく、例えば出願の価値の判断に時間をかけたいとか、対応出願の様子をみながら案件管理をしたいというような事例ではむしろ不都合に働く場面も見られました。そのようなことから今回の改正で新たに「出願審査請求制度」を導入し、出願日から3年間の期間を設けて出願人が実体審査開始のタイミングを調整することができるようにしました。また、オーストラリアの審査請求制度に倣い特許庁が出願人に対して所定の期間内に審査請求を行うよう要求する通知を発行する取扱いも規定されました。審査請求に関しては第三者の関与も認められ、第三者は理由を記して特許庁に対し、出願人に審査請求を要求する通知を発行するよう請求することが可能です。本制度導入に伴い出願料(NZ\$250-旧料金と変動なし)とは別にNZ\$500の審査請求料が新たに設定され、出願人は出願料とは別に審査請求料の負担が必要になりました。

(4) 出願維持、権利維持年金

旧法下では出願日から起算して4年次(NZ\$170)、7年次(NZ\$340)、10年次(NZ\$540)、13年次(NZ\$1,000)に年金(Renewal Fee)の支払をすることになっておりましたが、改正により2014年9月13日以降は4年次以降の年金(Annual Fee)を毎年支払うこととなりました。4年次の支払い時点で未だ出願に係属している場合には当該年金は出願維持年金となります。各年の年金金額は、4年次から9年次: NZ\$100/年、10年次から14年次: NZ\$200/年、15年次から20年次: NZ\$350/年となっています。

以上